

～ 毎月10日は「人権を考える日」～



女性と人権

人はだれでも尊重され、それぞれにふさわしい環境の下で人間らしく生きる権利をもっています。性別に関係なく、すべての人に与えられた権利です。

男女平等の理念は、「憲法」に明記されています。

1 男女共同参画社会の実現

「男女雇用機会均等法改正 1999年（平成11年）、2007年（平成19年）再改正」「男女共同参画社会基本法 1999年（平成11年）」が施行され男女平等の原則が確立されています。このように、女性の人権問題の解決に向けて様々な法的整備が行われ、男女は平等であるべきだという考え方は広く浸透しています。

しかし、「男性は仕事」「女性は家庭」「育児や介護は女性の仕事」など男女の役割を固定的にとらえる人々の意識が社会に根強く残っている現実もあります。こうした意識が、家庭や職場において様々な差別を生む原因につながっています。

2 なくそう、セクシュアル・ハラスメント

都道府県労働局雇用均等室の是正指導（平成24・25年度）を見てみますと、相談内容別では、セクシュアル・ハラスメントに関する相談が圧倒的に多く半数以上を占めています。「セクシュアル・ハラスメント」は一言でいえば「性的嫌がらせ」になります。人の尊厳を無視した不快感を与える人権侵害です。（※ 男性に対しても、セクシュアル・ハラスメントはあります。）ある言動がセクシュアル・ハラスメントにあたるかどうかは、それを受けた人が「不快だ」と感じる性的な言動や振る舞い全てが、セクシュアル・ハラスメントに該当するということです。

○ セクハラ具体例（一例）

- | | |
|--|-----------------|
| ・ 女性には無理、男の仕事 | ・ 若くて可愛い、美人は得だね |
| ・ 恋人はいるの | ・ そろそろ歳だね |
| ・ 子どもはいつ生まれるの | ・ 人権を認めない呼び方 |
| ・ 酒の席でお酌を強要する | ・ しつこく食事やデートに誘う |
| ・ 日常生活の中で挨拶代わりにつもりで、手や腰等に触れる
（最も身近な例） | |

3 ハラスメントの対処法

ハラスメントの対処として、一人で悩んだり、我慢したりしないで、はっきりと自分の意思を相手に伝えましょう。また、身近で信頼できる人に相談することも大切です。困難な場合は、関係機関の相談窓口を活用する方法などもあります。